

建設関連業務成績評定考査基準

1 考査項目等

成績評定における考査項目等は、次のとおりとする。

考 査 項 目		
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画
	実施状況の評価	執行管理
		品質管理
		業務特性
		創意工夫
説明調整能力の評価	説明調整能力	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観
結果評価	成果物の品質	

2 考査基準

評定者は、評定の趣旨を十分に理解し尊重したうえで、当該業務の履行状況に応じ、加減点要素の各項目に従って評定を行うものとする。

3 事故及び不適切な事項等による減点

(1) 事故等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し、指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－1を参考に－15点まで減点するものとする。

別表－1 受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止1ヶ月未満	指名停止1ヶ月以上
考査点	－3点	－5点	－10点	－15点

- ・口頭注意は、事故により事故報告書が提出された事案で、口頭による注意とした場合。
- ・文書注意は、青森県建設業者等指名停止要領により、書面による警告を行った場合。

(2) 不適切な事項等による減点

成果品の種類又は品質に関して、受託者の責任に起因する契約不適合が存在し、履行の追完等が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－2を参考に－20点まで減点するものとする。

ただし、ここでいう契約不適合とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

また、評定結果の通知が行われた後に当該事象が発生した場合は、遡って減点するものとする。

別表－２ 契約不適合又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	契約不適合又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失による契約不適合 又は損害賠償の実施
考查点	－ 1 0 点	－ 2 0 点

【適応事例】

- ①入札前に提出した当該業務の技術提案書等に虚偽の事実が判明した。
- ②必要な配置技術者の経歴や手持ち業務量等に虚偽の事実が判明した。
- ③総合評価落札方式における提案内容に不履行等があった。
- ④業務計画書等に故意的な虚偽記載があった。
- ⑤業務の履行期限を理由なく遵守できなかった。
- ⑥当該業務に関する権利義務、成果物を発注者の承諾なしに第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ⑦当該業務において、産業廃棄物処理法、砂利採取法、道路交通法等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ⑧当該業務において、安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ⑨一括再委託を行った。
- ⑩打ち合わせ協議又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ⑪その他、仕様書及び契約書等の規定に違反する行為を行った。

4 「単純調査業務」について

設計業務等共通仕様書で定める調査業務及び計画業務のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等については、「単純調査業務」と定義する。

なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下を参考とされたい。

各部門共通	単純なデータ処理及び収集整理業務
	書類編集的な業務
	資料及び文献等の収集整理業務
	台帳整理等を目的とした資料収集及び工事図面等の作成業務
	施工関連資料の収集整理
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務
	降雨解析等のデータ加工業務
	不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
道 路	一般的な現地踏査
	一般的な交通量観測業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
情 報	定期的なデータメンテナンス
	資料収集的な業務
環 境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が J I S 等で規定されている測定業務

5 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が複数の業務にまたがる場合においては、原則として、主たる業務の採点表を適用する。

ここで「主たる業務」とは、設計金額が最も大きい業務とする。

6 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目に、以下の重み付けを考慮する。

考 査 項 目		業 務 評 定	技術者評定			
			管 理 技 術 者	担 当 技 術 者	照 査 技 術 者	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	20	20	5	—
	実施状況の評価	執行管理	5	5	5	—
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	—
		創意工夫	4	4	4	—
	説明調整能力の評価	説明調整能力	6	6	6	—
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	5	5	7.5	—	
結果評価		成果物の品質	30	30	30	50
合 計			100	100	100	100

※担当技術者は8名までとする。

附 則

この審査基準は、平成21年5月1日から施行する。

この審査基準は、令和3年4月1日から施行する。